クリック課金広告(リスティング広告)について

いつ、誰が、どのような方法で、何の広告を掲載し、その結果、いくらのコストが発生し、いつ支払 が済んだのか、という一連の流れを説明できるよう、証拠書類をそろえ、必要に応じて補足資料 を提出ください。



2発注

・交付決定日以後に広告【=キャンペーン】を発注したことが確認できる画面をご提出ください。 交付決定前から実施の既存広告の設定条件(予算やキーワードなど)を変更しただけでは、 補助対象外となります。



<A広告の管理画面>

下記の方法でキャンペーンの作成・開始日を確認することが可能です。

•	= A 広告 すべてのキャンペーン								
1 2	▶ キャンペーン	キャンペーン設定							
	• 00000								
	 ▼ 設定 キャンペーン設定 変更履歴 	□ キャンペーン名	~	キャンペーンの 開始日	キャンペーンの 終了日	~			
		□ +ャンペーンA		202*年〇月〇日	202*年〇月〇日				
		□ キャンペーンB		202*年〇月〇日	-				
				อระสุขายของของของของคุณ					

•	≡ A 広告 すべてのキャンペーン									
	▶ キャンペーン 変更履歴									
	• 00000		すべての変更							
1	▼ 設定		ユーザー日時	変更	キャンペーン	~				
	キャンペーン設定		jizoku@hojyo.info 202*/0/013:30	キャンペーンを作成しました。	キャンペーンA					
2)	変更履歴		jizoku@hojyo.info 202*/0/015:38	キャンペーンを作成しました。	キャンペーンB					

表示方法 A広告の管理画面にログイン ①左側のメニューで「設定」を選択 ②「キャンペーン設定」または「変更履歴」をクリック ③ ● をクリックし、該当項目を選択し実行 ・「作成日」「開始日」「キャンペーンを作成しました」等の画面表示 ↓ 画面をPDF化又はスクリーンショットし、ご提出ください

例)	A	広告

③納品·完了·検収、④請求、⑤支払

- ・残高やキャンペーン名、クリック数、費用がわかる明細を提出してください。 提出により③納品・完了・検収、④請求及び⑤支払の一部を確認することが可能です。
- ・複数月にわたって広告を実施している場合、該当月すべての明細の提出が必要です。



補助対象経費として認められる経費額

補助対象経費として認められるのは、補助事業実施期間中の「②新規アクティビティ合計」の13,544円です。※複数月にわたって、広告を実施している場合は、交付決定日以後~補助事業期限内に費用発生かつ支払完了した経費額が補助対象となります。

2発注

・交付決定日以後に広告【=キャンペーン】を発注したことが確認できる画面をご提出ください。 交付決定前から実施の既存広告の設定条件を変更しただけでは、補助対象外となります。

交付決定日以後に 「広告=キャンペーン」を作成・開始していること

<B広告の管理マネージャー>

キャンペーン		V)						
	202*/0/0~202*/0/0								
► 広告	= キャンペー	・・ ・・ 			□ 広告				
▶ 広告マネーシャー	2								
	□ キャンペーン	キャンペーン 予算 消化 作成日		開始日	開始日時 終了日				
	□ キャンペーンC	**円	***円	202*/0/0	202*/0	/0 20	2*/0/0		
	□ キャンペーンD	**円	***円	202*/0/0	202*/0	/0	-		
					Î				
表示方法 B広告の広告マネージャーにログイン ①右上の期間を「事業開始日」~「事業終了日」に変更 ②「キャンペーン」タブをクリック ③「・」をクリック(又は ■ 列 ・ をクリック) ④「列をカスタマイズ」をクリック ⑤ メニューの「ステータスと期間」にある 「作成日」「開始日時」「終了日時」を選択し実行 ・「作成日」「開始日時」「終了日時」が反映された画面が表示									
画面をPDF化又はスクリーンショットし、ご提出ください									

③納品·完了·検収、④請求、⑤支払

・キャンペーン名、クリック数、費用がわかる領収書を提出してください。
 提出により③納品・完了・検収、④請求及び⑤支払の一部を確認することが可能です。
 ・複数回にわたって広告を実施している場合、すべての領収書の提出が必要です。



キャンペーンの作成日ではございません。ご注意ください。



⑤支払

明細や領収書に加えて、下記の書類も必要です。 該当月分をすべてご提出ください。

<クレジットカード払いの場合>

●カード会社発行の明細書

●決済口座の通帳の該当部分またはネットバンキングの画面

<銀行振込払いの場合>

●銀行振込受領書または通帳の該当部分もしくはネットバンキングの画面

<カード会社発行の明細書>



<通帳の該当部分>



補助事業実施期間外の支払は補助対象外です。 (口座引落し日が、事業実施期限を過ぎている場合は補助対象外)



<共通>⑥成果物

⑥成果物

●広告の掲載イメージ(クリック元)

●クリック先の広告のサイト画面



クリック元とクリック先両方の画面の提出がない場合は 補助対象外です

